

＜基調講演①—1＞

「循環経済・資源循環にかかる最近の政策動向」

環境省 関東地方環境事務所 資源循環課長

甲斐 文祥

循環経済・資源循環にかかる最近の政策動向

2026年1月29日

環境省関東地方環境事務所 資源循環課長 甲斐 文祥



循環経済に関する政策について



- 循環経済への移行は、資源や製品を経済活動の様々な段階で循環させることで、資源効率性を上げ、新たな資源の採取、エネルギーの消費や廃棄物発生をミニマム化するとともに、その循環の中で付加価値を生み出し、新たな成長の扉を開く鍵。

線形経済（リニアエコノミー）の限界

天然資源 → 大量生産 → 大量消費 → 大量廃棄

資源の探掘から加工、廃棄に至るライフサイクルにおける大量の温室効果ガスの排出

資源枯渋
資源探掘による環境負荷

廃棄による環境負荷
(海洋プラスチック、有害物質等)

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

天然資源 → 効率的生産

- 環境配慮設計
- 再生材の利用
- リデュース

- リユース、シェア、サービス化など、高い利便性と効率化の両立

- 回収の拡大
- 再生材の供給増、
レアメタルの確保
- 技術革新、品質向上

効率的利用

廃棄 ← 回収・リサイクル

循環経済への移行に関する取組は、3 R の取組を経済的視点から見て、資源循環を価値の源泉として捉えたものであり、循環型社会を形成する 方策の一つ

※2015年12月にEUがサーキュラーエコノミーパッケージにおいて打ち出した新しい用語。

※循環経済の定義については、UNEA（国連環境総会）など国際的な場においても議論されている。

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

循環経済への移行に向けた国際的な動き

グローバル企業

- 世界的な企業の中では**ブランド価値向上**の観点から**再生材を利用する動きが加速**。
- 自社製品の回収を進めることで、**自社サプライチェーン内での再生材の資源循環を強化**。

G7

- 2023年、民間企業の行動指針である「**循環経済及び資源効率性原則（CEREP）**」を策定。
- 2025年、「**重要鉱物行動計画**」を採択。**リサイクルの多角化、国内実施も行動の1つに位置付け**。

EU

- 循環経済の取組が加速化し、製品への再生材利用義務化などの**制度・規制等も次々と導入**。
End of Life Vehicles規制案(2025/12/11)：新車製造に**プラスチック再生材**の適用義務化
15%（施行後6年後）→ 25%（施行後10年後）うち20%は自動車→自動車
- 重要鉱物のサプライチェーン強靭化を念頭に、**EU域内での資源循環を強化**。

中国

- 2024年、資源循環を推進する官民出資の**中国資源循環集団を設立**。
- これにより、国家レベルの資源回収・再利用プラットフォームを構築。

第五次循環基本計画について

背景等

循環型社会形成推進基本計画（循環基本計画）は、循環型社会形成推進基本法に基づく閣議決定計画（概ね5年ごとに策定）。

第五次循環基本計画（令和6年8月2日閣議決定）の概要

課題

- ①気候変動への対応・生物多様性の確保
- ②EUを中心にバッテリー・自動車・包装材等で再生材利用拡大の動き
世界的な資源需要の増加・鉱物資源等の価格高騰と供給懸念
- ③人口減少・少子高齢化による地域経済の縮小への対応（地方創生）

資源や製品を循環的に利用し**付加価値を創出する循環経済への移行を**
国家戦略として位置付け

循環経済を実現し、**社会的課題を同時解決**

ネット・ゼロ、
ネイチャーポジティブ等

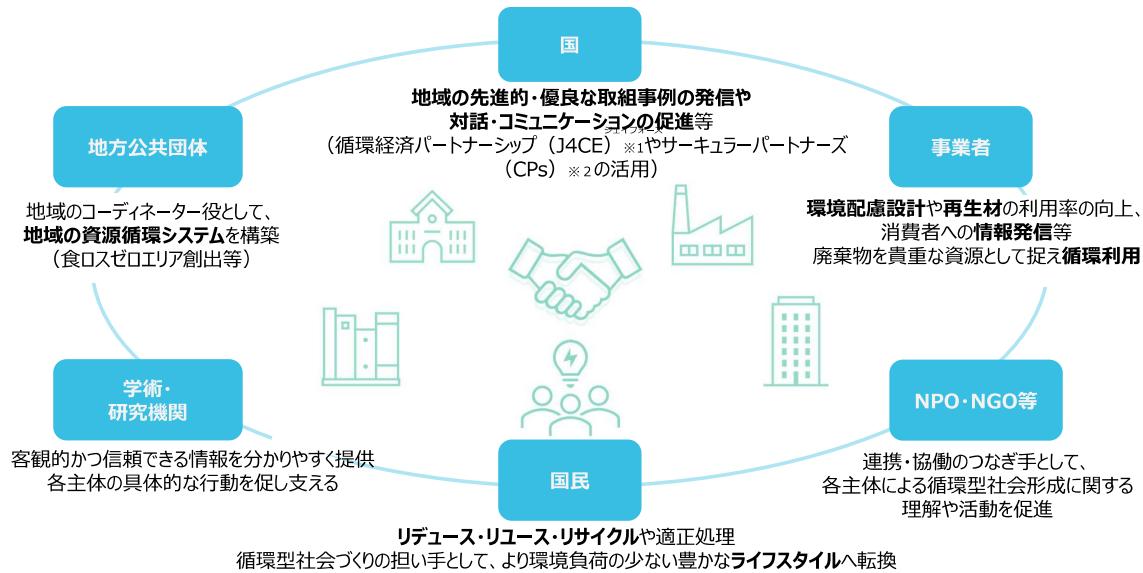
産業競争力強化・
経済安全保障

地方創生・
質の高い暮らし

循環型社会の形成

各主体の連携と役割

▶ 循環型社会の形成に向けて、国、地方公共団体、国民、NPO・NGO、事業者等の多様な主体が互いに連携・協働して取り組む必要がある



関係者からの声（例）

- テーマとして資源循環に関心はあっても、実際の取り組み方や相談先がわからない。
- 廃棄・処分しているモノはあるが、再資源化先のイメージがわかない。
- 地域内で先進的に取り組んでいる事業者の把握が難しい。
- 近隣で連携できそうな事業者がわからない。
- 事業化に必要な循環資源に安定して確保することが難しい。
- 関係する制度や補助金、支援メニューなどとして、どのようなものがあるかわからない

【参考】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

第204回通常国会で成立
令和3年6月11日公布
令和4年4月1日施行



製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

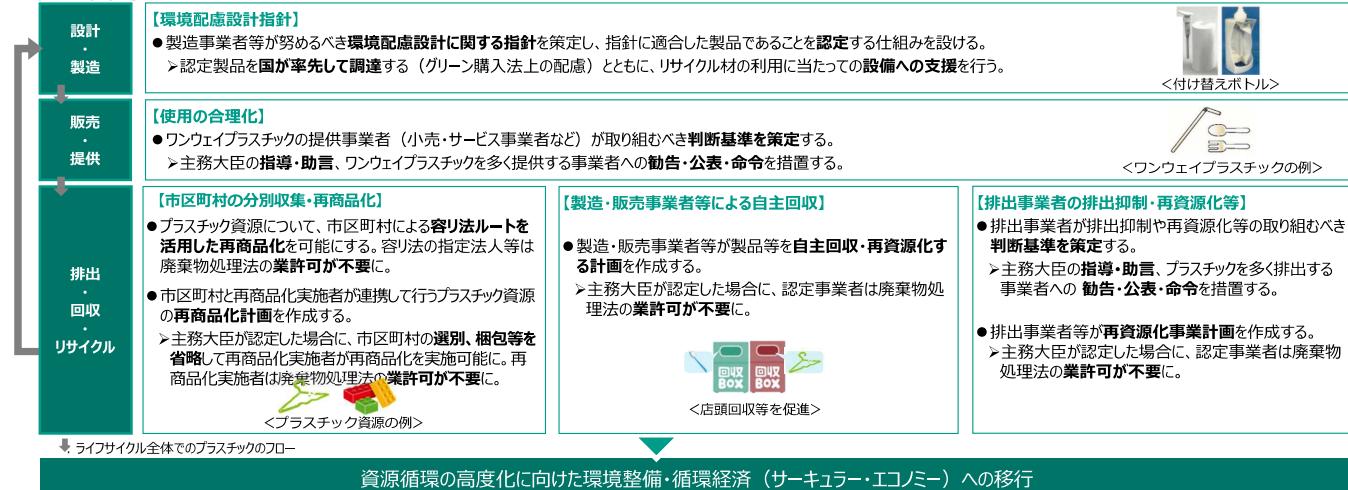
- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項



【参考】資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要

令和6年5月29日公布
令和7年11月21日全面施行



- **脱炭素化と再生資源の質と量の確保**等の資源循環の取組を一体的に促進するため、**基本方針の策定**、特に**処分量の多い産業廃棄物**処分業者の**再資源化の実施の状況の報告及び公表**、**再資源化事業等の高度化**に係る**認定制度の創設**等の措置を講ずる。

基本方針の策定

- 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体化の取組を進めいく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- 再資源化事業等の高度化の促進に関する判断基準の策定・公表
- 特に**処分量の多い産業廃棄物**処分業者の**再資源化の実施状況の報告・公表**



再資源化の高度化に向けた全体の底上げ

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度**を創設し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

①事業形態の高度化

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進

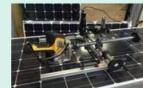


例：ペットボトルの水平リサイクル

資料出典：PETリサイクルガイド第3次報告書2023（PETリサイクル推進協議会）

②分離・回収技術の高度化

- 分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のサイクル等の推進に向けたガイドライン

③再資源化工程の高度化

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進

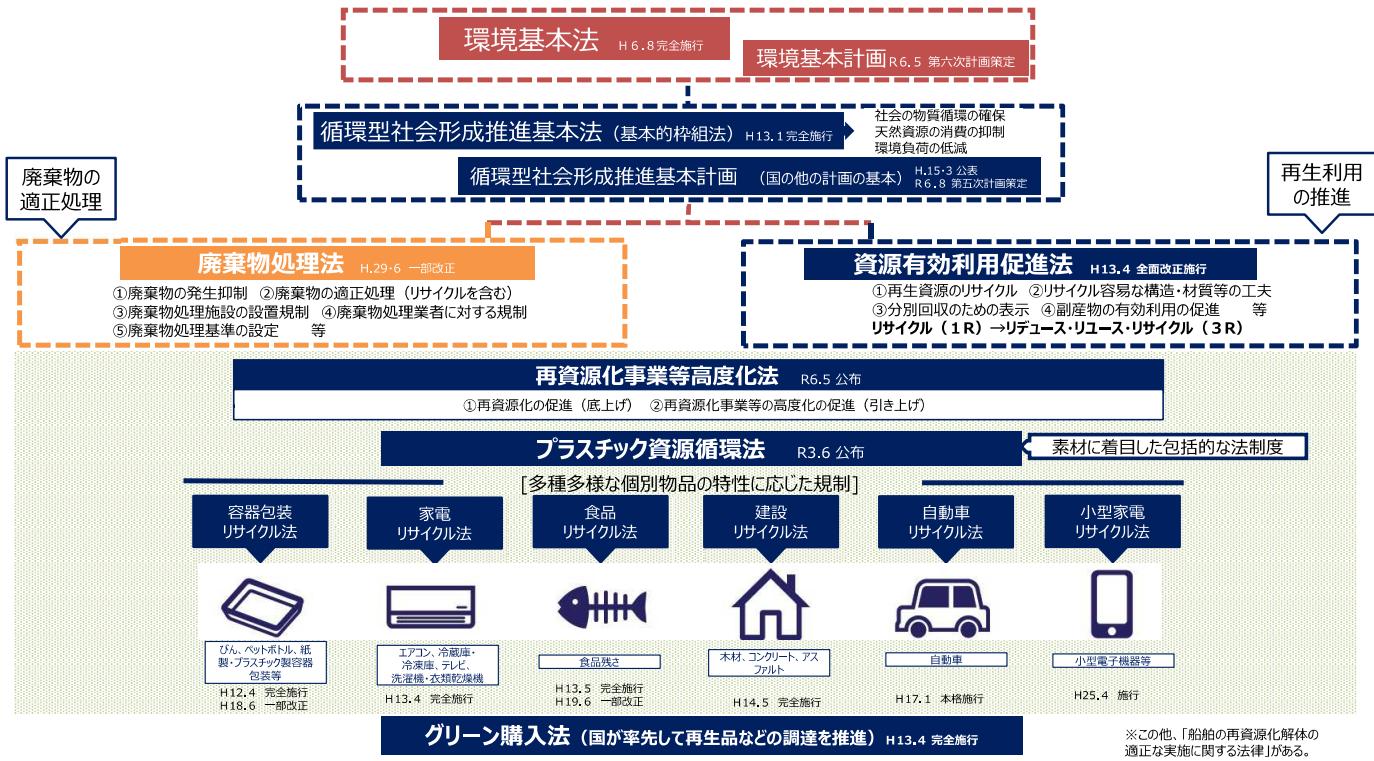


例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業効率化課題におけるAI-OTの導入事例集

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

【参考】循環型社会を形成するための法体系



本日のフォーラム（令和7年度 関東地方資源循環自治体フォーラム）について

資源循環自治体フォーラムの目的

- 廃棄物等から付加価値を生み出す地域の資源循環基盤の強化に向けて、**全都道府県・市町村からなる「資源循環自治体フォーラム」**を活用した**先進事例の共有、自治体・企業・スタートアップ等のマッチング**を実施し、新規ビジネスの創出も支援し、地域課題の解決と地域経済活性化・地方創生につなげる。

関東地域における循環経済・資源循環をめぐる現状・課題

- 首都圏を抱え、各産業が幅広く行われている我が国の社会・経済の中心地域。同時に、廃棄物等の循環資源が最も発生しやすい地域。
⇒ 地域の「循環経済」への移行を促進することで、**全国への影響も大**（廃棄物等の適正な取扱を前提）。
- 資源循環に関わる企業、自治体とも全国で最多。自治体に関しては、国内有数の大規模自治体から小規模自治体まで存在。**地理的特性を含めて、多種多様。**
⇒ 先進的な企業・自治体等が現れやすい基盤がある一方、**多種多様な主体（特に自治体）**において、循環経済への取組による地域の**具体的なメリット等を実感できるようにしていくアプローチ**が重要。

令和7年度 関東地方資源循環自治体フォーラムの目的・狙い

- 循環経済に関して、具体的な取組を進めていたる自治体・企業から、**取組を始めた背景・考え方、そのプロセス等を紹介いただき、参加自治体・企業等において、自組織で応用できる考え方、プロセス等を検討する契機**としていただく。（第1部）
- 紹介された事例等も参考にしながら、**参加者間での情報交換等**を通して、**今後の取組、事業連携等のアイデアを得る機会**として活用していただく。（第2部）



企業と自治体との連携、地域課題の解決、新規ビジネスの創出に寄与

- 令和8年度のフォーラムの開催
- サーキュラーエコノミー・資源循環についての個別説明会・個別相談への対応
- 個別制度の内容、申請等に関する横断的な相談等への対応、関係者連携支援等
 - ・プラスチック資源循環法
 - ・廃棄物処理法の広域認定制度
 - ・再資源化事業等高度化法など
- サーキュラーエコノミーに関する環境省本省、関東地方環境事務所の取組に関する情報発信の強化
- 経済産業省関東経済産業局等との連携など



【問い合わせ先】

関東地方環境事務所 資源循環課
電話番号：048-600-0814
Eメール：HAIRI-KANTO@env.go.jp

＜基調講演①—2＞

「成長戦略としての資源循環経済の確立に向けた経済産業省
の取組について」

経済産業省 関東経済産業局 資源エネルギー環境部
環境・資源循環経済課長

萩野 稔

成長戦略としての資源循環経済の確立に向けた経済産業省の取組について

令和8年1月

経済産業省 関東経済産業局
資源エネルギー環境部 環境・資源循環経済課

サーキュラーエコノミー推進に必要な施策

産官学の連携



担い手の発掘や横での連携を推進

産官学連携の推進によるCEの担い手のネットワーキング、具体的なプロジェクト組成

投資支援 (GX予算等)

3R（リサイクル、リデュース、リユース）について、持続的なビジネスとして確立

GX予算を活用、大規模・長期の支援を実施

投資支援とルール整備を一体的に措置

ルール整備 (改正資源法)

再生材やCEコマース等の資源循環に資する、（法改正を含む）幅広いルール整備

ビジネス化の進展と新たな市場の創出

産官学の連携（サーキュラーパートナーズ（CPs））

- サーキュラーエコノミーに野心的・先駆的に取り組む、国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等の関係主体における有機的な連携を促進。
- 我が国全体のサーキュラーエコノミーのビジョンやロードマップに加えて、情報流通基盤や地域における循環モデルの構築についても議論。
- 資源循環に係る取組において、経済合理性や技術的課題の明確化等のための実証や設備投資についての支援を実施（補助2/3,1/2,1/3）。

会員数：807者 (12月25日時点)



企業

: 656社

(大企業：237社、中小企業：419社（うち、小規模企業：122社）)

業界団体

: 38団体

自治体

: 32自治体

大学・研究機関

: 28機関

関係機関・関係団体

: 53機関

公式サイト



<https://www.cps.go.jp/>

ビジョン・ロードマップ
検討WG

今後の日本のサーキュラーエコノミーに関する方向性を定めるため、2030年、2050年を見据えた日本全体のサーキュラーエコノミーの実現に向けたビジョンや中長期ロードマップの策定を目指す。また、各製品・各素材別のビジョンや中長期ロードマップの策定も目指す。

CE情報流通
プラットフォーム構築WG

循環に必要となる製品・素材の情報や循環実態の可視化を進めるため、2025年度を目途に、データの流通を促す「サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォーム」を立ち上げることを目指す。

地域循環モデル
構築WG

自治体におけるサーキュラーエコノミーの取組を加速し、サーキュラーエコノミーの社会実装を推進するため、地域の経済圏の特徴に応じた「地域循環モデル（循環経済産業の立地や広域的な資源の循環ネットワークの構築等）」を目指す。

その他
(新規検討テーマ等)

動脈連携、ビジネスモデル、標準化、価値化、技術、新産業・新ビジネス創出等についても順次検討を実施し、産官学連携によるサーキュラーエコノミーの実現を目指す。

2

産官学連携による自律型資源循環システム強靭化促進事業

- 本事業は、資源循環に係る技術開発、実証及び商用化に係る建設費、設計費、設備費、工事費等（以下「設備投資等」という。）に対して補助を実施。

補助率および補助金額

- ・補助率：中小企業等1／2以内、大企業等1／3以内
- ・補助金額：1件あたりの上限なし

申請要件

- ・サーキュラーパートナーズ（CPs）の会員であること
- ・事業は資源循環に関する以下の目標①～③のいずれかを満たす

①：再生材利用の促進

本事業で生産が見込まれる製品において製品中の再生材の含有率が10%以上であること

②：環境配慮設計によるものづくりの促進

事業終了後2年以内に環境配慮設計の製品を市場投入すること

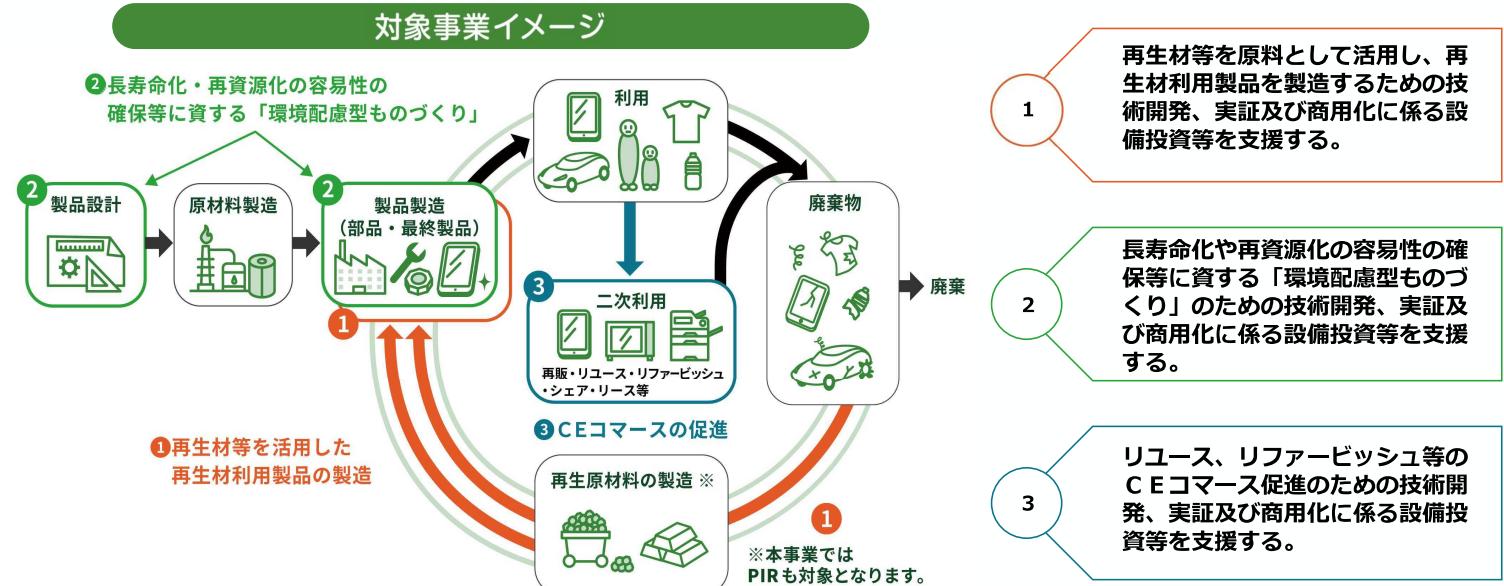
③：CEコマース市場の拡大

仕入れた廃棄物の50%以上を、リユース/リファービッシュ/リパーパス等によって製品として再利用可能とすること

3

(参考) 産官学連携による自律型資源循環システム強靭化促進事業 事業イメージ

- 本事業は、資源循環に係る技術開発、実証及び商用化に係る建設費、設計費、設備費、工事費等（以下「設備投資等」という。）に対して補助を実施。



4

ルール整備（資源有効利用促進法の改正）

- 現在の資源循環に係る政策体系は、3R(Reduce, Reuse, Recycle)を前提としており、特に静脈産業に焦点を当てた政策を中心であることから、「動静脈連携」を基本とするCE型に政策体系を刷新することが必須。

資源有効利用促進法（資源法）改正のポイント

① 再生資源の利用計画策定・定期報告

- 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める。

② 環境配慮設計の促進

- 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
- 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進

- 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。

④ CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- シェアリング等のCEコマース事業者の類型を新たに位置づけ。
- 当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

5

サーキュラーエコノミーに関する情報発信

- 9月23日（火）～29日（月）の7日間、サーキュラーエコノミーをテーマにした来場者参加型の企画や展示、実証等を、大阪・関西万博にて実施。
 - サーキュラーエコノミーに繋がる行動を解説したウェブサイトを公開中。
 - 地方のサーキュラーエコノミー活性化を目的に地方創生シンポジウムを、自治体を挙げてサーキュラーエコノミーの加速を目指す富山（済み）・京都（済み）・埼玉にて開催。（**埼玉会場：2026年2月13日（金）**に開催）



※一緒に地域におけるサーキュラーエコノミー推進に取り組む自治体を募集中（意見交換や研修生派遣等）

6

自治体目線で考えるCEコマース事業との連携可能性～KANTOで創り上げるCEコマースのこれから～ (R8.2.27)

- 「C Eコマースを自治体がどのように活用していくか」といった観点から、サーキュラーエコノミーの専門家、意欲的な自治体、C Eコマース事業者を招き、取組事例や登壇者の経験談を幅広く紹介するイベントを開催。パネルでは、自治体・C Eコマース事業者それぞれが担うべき役割、C Eコマースならではの連携時のポイントなどを議論。

「自治体目線で考えるCEコマース事業者との連携可能性～KANTOで創り上げる、CEコマースのこれから～」

- 日時：2026年2月27日（金）14時～17時（開場13時30分）
 - 対象：自治体関係者、CEコマース事業者
 - 定員：会場参加（50名）／オンライン参加 事前申込制
 - 会場：3×3 Lab Future（東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー・ENEOSビル1階）
 - 主催：関東経済産業局



1

プログラム	登壇者など
1. 開会挨拶	田中 政弘（関東経済産業局 電源開発調整官）
2. 基調講演 (CEコマースが地域にもたらす価値と可能性)	加藤 佑（ハーチ株式会社 代表取締役）
3. 自治体におけるCEコマース活用のススメ～地域で実現する資源循環～	萩原 大揮（関東経済産業局 環境・資源循環経済課 係長）
4. パネルディスカッション ～地域課題解決に向けたCEコマース事業者との連携の方向性～	ファシリテーター：加藤 佑（ハーチ株式会社 代表取締役） 小野 治夫（那須塩原市 サーキュラーエコノミー課長） 今村 貴美（横浜市 3R推進課長） 久保 裕丈（株式会社クラス 代表取締役社長） 萩野 稔（関東経済産業局 環境・資源循環経済課長）
5. ネットワーキングタイム	現地参加者のみ



1

<基調講演①—3 >

「地方創生に向けた取組について」

内閣官房 地域未来戦略本部事務局／

内閣府 地方創生推進事務局

参事官補佐 鵜飼 匠太

地方創生に向けた取組について

内閣官房 地域未来戦略推進本部事務局
内閣府 地方創生推進事務局

参事官補佐 鵜飼 匠太

地方創生2.0基本構想（概要）（令和7年6月13日閣議決定）

【地方創生をめぐる現状認識】

1.人口・東京一極集中の状況	2.地域経済の状況
3.地方創生をめぐる社会情勢の変化	4.これまでの地方創生10年の成果と反省
<ul style="list-style-type: none">○厳しさ<ul style="list-style-type: none">・<u>地方の人手不足</u>の一層の進行・<u>若者や女性の地方離れ</u>など○追い風<ul style="list-style-type: none">・<u>インバウンドの増加</u>・リモートワークの普及・<u>AI・デジタル</u>などの急速な進化・発展など	<ul style="list-style-type: none">○成果<ul style="list-style-type: none">・<u>人口減少問題への対処開始</u>、地方移住への関心の高まりなど○反省<ul style="list-style-type: none">・人口減少を受け止めた上での対応、<u>若者や女性の流出要因へのリーチ、国と地方の役割の検討（人手不足と東京への集中）</u>、地域のステークホルダーが一体となった取組の不足など

【地方創生の再起動】

1. 目指す姿 =「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創る

①「強い」経済	②「豊かな」生活環境	③「新しい日本・楽しい日本」	
<ul style="list-style-type: none">・自立的で持続的に成長する「稼げる」経済の創出により、新たな人を呼び込み、強い地方経済を創出	<ul style="list-style-type: none">・生きがいを持って働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築し、地方に新たな魅力と活力を創出	<ul style="list-style-type: none">・若者や女性にも選ばれる地方、誰もが安心して暮らし続けられ、一人一人が幸せを感じできる地方を創出	
就業者 1人当たり年間付加価値 労働生産性を東京圏と同水準に など3つの目標	地域の賃物環境の維持・向上を図る市町村の割合を10割に など5つの目標	魅力的な環境整備により、地方への若者の流れを2倍に など3つの目標	
関係人口を実人数1,000万人、延べ人数1億人創出		AIやデジタルを活用し、地域課題の解決を図る市町村の割合を10割に など3つの目標	

政策の5本柱

(1)安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- ・日本中いかなる場所も、若者や女性が安心して働き、暮らせる地域とする。
- ・人口減少下でも、地域コミュニティや日常生活に不可欠なサービスを維持するための拠点づくりや、意欲と能力のある「民」の力を活かし人を惹きつける質の高いまちづくりを行うとともに、災害から地方を守るための防災力の強化を図る。

(2)稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～

- ・多様な食、農林水産物や文化芸術等の地域のポテンシャルを最大限に活かし、多様な「新結合」で付加価値を生み出す「地方イノベーション創生構想」を推進する。
- ・構想の実現に向けて、異なる分野の施策、人材、技術の「新結合」を図る取組を重点的に推進する。

(3)人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～

- ・過度な東京一極集中の課題（地方は過疎、東京は過密）に対応した人や企業の地方分散を図る。
- ・政府関係機関の地方移転に取り組むとともに、関係人口を活かして都市と地方の人材交流を進め、地方への新たな人の流れを創出する。

(4)新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用

- ・GX・DXを活用した産業構造に向け、ワット・ビット連携などによる新時代のインフラ整備を面向に展開していく。
- ・AI・デジタルなどの新技術を活用し、ドローン配送などにより地方における社会課題の解決等を図り、誰もが豊かに暮らせる社会を実現する。

(5)広域リージョン連携

- ・都道府県域や市町村域を超えて、地方公共団体と企業や大学、研究機関などの多様な主体が広域的に連携し、地域経済の成長につながる施策を面向に展開する。

地方創生に係る総合戦略

- 国は基本構想踏まえ、令和7年12月23日に「地方創生に関する総合戦略」を閣議決定。(期間は2025年度～2029年度。)
- 地方は総合戦略を推進する取組に着手し、地域の多様なステークホルダー等とともに地方版総合戦略（※）を見直し。

※地方創生交付金や企業版ふるさと納税など各種地方創生の支援メニューと連動

(2)稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～ ※基本構想一部抜粋

○豊かな自然環境・自然景観を活用した地域づくり

【早期に自然共生サイトを500以上認定することを目指す】

- ・自然共生サイトや里海づくり、環境と調和した農林水産業、グリーンインフラの活用促進等を通じて、地域の自然資源の豊かさと地域の価値を相互に高め合う「自然資本を核としたネイチャーポジティブな地域づくり」を進める。
- ・国立公園等の利用拠点において、滞在体験の魅力向上に資するソフト・ハード両面の取組を総合的に実施し、世界遺産やジオパーク等の地域資源とも連携しながら、「保護と利用の好循環」を創出する。

○循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

【先進技術の実装等の高度な資源循環事業を3年で100件以上認定】

- ・廃棄物等を地域資源として活用し付加価値創出等を進めるため、先進技術の実装支援等により広域的な廃棄物等の回収や再生材の安定供給を行う新たな資源循環ネットワーク・拠点を構築する。また、「資源循環自治体フォーラム」を活用した資源循環ビジネスの創出の支援、農山漁村のバイオマス資源や里山広葉樹材の活用、資源を可能な限り活用するまちづくり・インフラ整備等も進め、関係省庁の施策を統合したパッケージにより、地域の資源循環の実現を総合的に推進する。

○再生可能エネルギーの導入による地域脱炭素の推進

【2030年度までに脱炭素先行地域を少なくとも100地域で実現し、先行的な取組を普遍化】

- ・脱炭素先行地域や重点対策加速化事業等を通じて得られたノウハウの発信等により先行モデルを普遍化するとともに、熱の脱炭素化や水素・ペロブスカイト太陽電池等の新技術を地域に実装する「地域GXイノベーションモデル」の構築の検討や、適切な営農を確保しつつ農業者の所得向上にも資する営農型太陽光発電やカーボン・クレジットの創出等を推進する。

○地域経済の更なる成長に向けた地域金融力の強化

【2026年通常国会へ関連法案の提出を目指す】

- ・地域経済の更なる成長に向け、地域金融が地域の多様なステークホルダーと連携しつつ、融資にとどまらない多様な金融仲介機能を発揮することが重要であり、今後、地方創生2.0に向けた地域金融力を強化するため、地域の事業者に対する経営改善・事業再生等の支援や事業性融資の推進を含めた地域金融機関による地方創生の取組の後押しとともに地域金融機関自身の経営基盤強化（資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保策を含む資本参加制度や資金交付制度の延長・拡充等の検討）を柱とする地域金融力強化プランを策定し、推進する。

○「新結合」を全国各地で生み出す取組

【本年7月に関係省庁による「新結合」の支援体制を立ち上げ】

- ・官民プラットフォーム等を通じた地域の地方公共団体、民間事業者や大学・高専、研究機関等の連携・マッチング支援など、新結合を面向に広げる取組を進めるほか、本年7月に、意欲ある自治体が行う高付加価値化などの取組を関係省庁が連携してアイデア段階から支援する体制を立ち上げる。また、地方の関係者に使いやすい、効果的な施策展開に向け、地方イノベーション創生構想関連施策を取りまとめ、分かりやすく一覧化する。

＜基調講演①—4＞

「消費者庁における資源循環の取組について」

消費者庁 消費者教育推進課

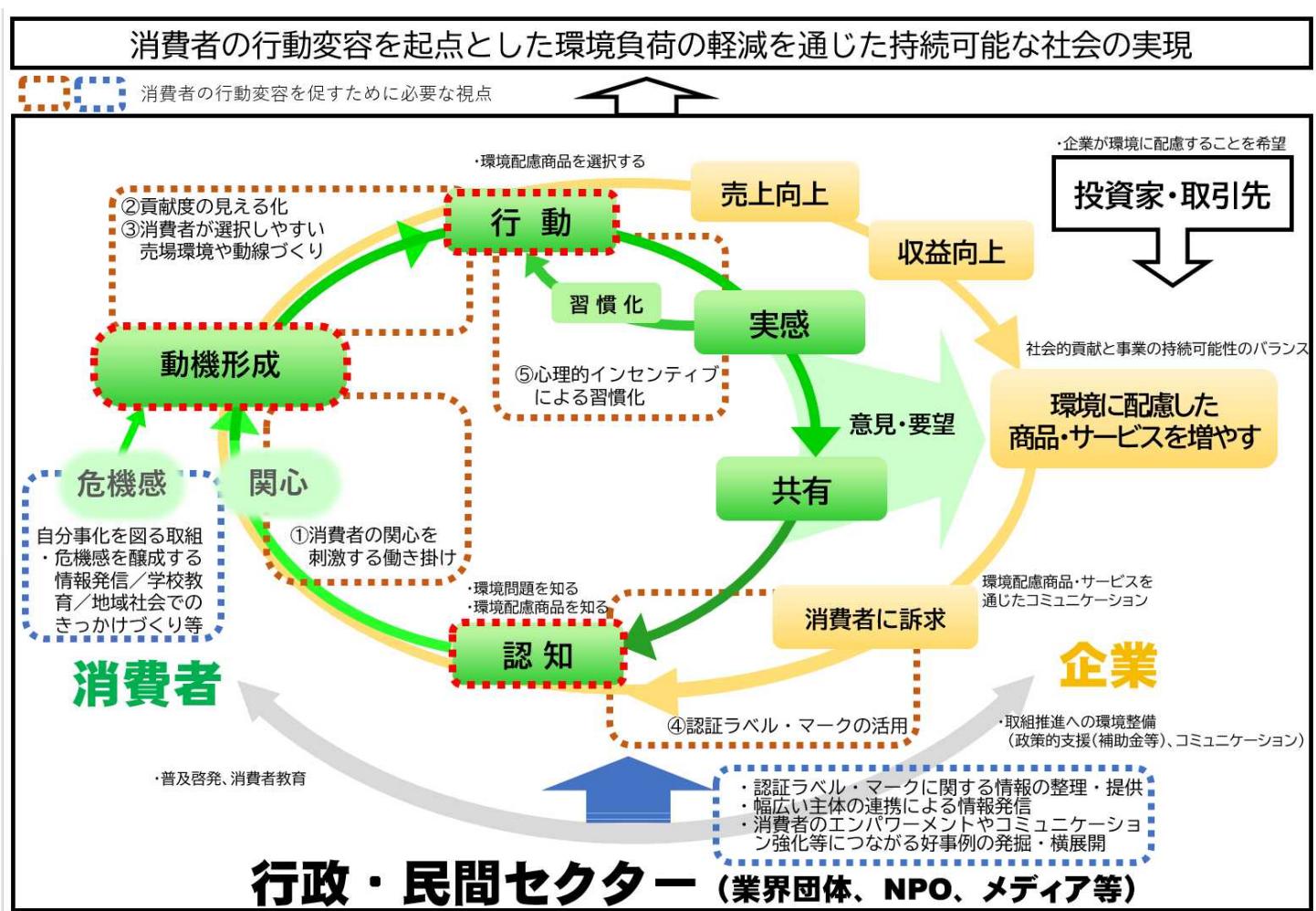
課長補佐 久保 美奈海

消費者庁における資源循環の取組について



消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

消費者庁における取組の方向性（グリーン志向消費に関連して）



エシカル消費・サステナブルファッショントの推進

○消費者庁は公正かつ持続可能な社会の形成に消費者が主体的に参画する社会構築のためエシカル消費※の普及啓発を実施

※ 地域の活性化や雇用等を含む人や環境に配慮した消費行動

○衣類の製造は原材料調達や染色等による水消費やCO2排出等の環境負荷が大きく、サステナブルファッショントの実現に向けた取組が求められている

○経済産業省、環境省とともに関係省庁連携会議において取組。消費者庁は消費者の行動変容に向けて有識者等と連携した情報発信を実施

特設サイト「サステナブルファッショント習慣のすすめ」

- 具体的な行動のヒントを伝えることで、行動する人の輪を広げる
- 消費者が実際の行動に移しやすくなる仕掛けとして、ヒントに関連する事業者等の具体的取組事例のリンクを設定
- 事業者においても、サステナブルファッショントの推進に向けた取組が進められており、その一例を紹介

消費者庁ウェブサイト「サステナブルファッショント習慣のすすめ」ページ



学校で出前講座実施、イベントにてワークショップ実施

- 小・中学校に出向いて、「エシカル消費」について知るとともに、社会課題の解決につながる買物の仕方にについて学ぶことを目的とする出前講座を実施。
- 学校授業等で活用できるようアレンジした指導者向け解説書や動画等を使用。
- エシカル消費を体感してもらえるワークショップを開催。

【小学校出前講座の様子】



関係省庁との連携

(サステナブルファッショントの推進に向けた関係省庁連携会議決定(令和3年8月20日))

- 消費者庁、経済産業省、環境省の3省庁が連携し、生産・流通から廃棄・循環までの各段階に応じて、事業者及び消費者の双方に向けた取組を計画的に進めるとともに、制度面を含めた課題の整理・検討を行っていく。



SNS等を活用した情報発信

- サステナブルファッショントに心を持つ、実践する人の輪を広げるため、SNS等を活用し情報発信
- エシカル消費行動の活性化を促すため、プラットフォーム「オンラインコミュニティ」を設置し、消費者庁の取組みだけでなく消費者一人一人取組みを発信し共有
- 若年層への普及啓発を目的とし、令和5年3月にInstagram公式アカウント「消費者庁エシカル消費」を開設し、動画等を活用した情報発信を実施



普及啓発資材の作成

- 学校で活用できる教材も作成・公開。各地イベント等で提供・貸与。



2

令和7年度消費者月間の普及・啓発について

○消費者保護基本法（現消費者基本法。昭和43年5月30日施行）の施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とし、統一テーマを設定して消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に実施。

○今年度の月間テーマ：明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費～どのグリーンにする？～

統一テーマ



グリーン志向の消費行動に関するチェックリスト

消費者の行動変容を促すため、身近な消費から行動に移せるよう、グリーン志向消費に関する行動チェックリストを作成し、HPで公表。

- 1. 古着を選んでみる
- 2. 服をシェアする
- 3. 長持ちする服を選ぶ
- 4. 服で温度調節する
- 5. 服のケアを行う
- 6. 服のストーリーを知る
- 7. 服の生涯を考える
- 8. 食に挑戦しない
- 9. 食べられる量を意識する
- 10. 冷蔵庫を整理する
- 11. 料理の省エネを意識する
- 12. 野菜を多く食べる
- 13. 家庭菜園をしてみる
- 14. リユース容器を使う
- 15. 水の節約を実践する
- 16. オーガニック食品を選ぶ
- 17. 3R活動を実践する
- 18. 地域活性化を実践する
- 19. 必要な分だけ買う
- 20. 物の手続方を考える
- 21. 環境ラベルを探す
- 22. 省エネ家電を使う
- 23. 3R商品を選択する
- 24. 物の手続方を考える
- 25. 再工芸導入を検討する
- 26. 過剰包装を断る
- 27. マイクロプラスチックを減らす
- 28. 過剰包装を断る
- 29. マイクロプラスチックを減らす
- 30. 分別を徹底する
- 31. テリケーション実施する
- 32. 分別を徹底する
- 33. 温室効果ガス削減する
- 34. 給湯器の設定温度を低くする
- 35. 节水を心掛ける
- 36. 温室効果ガス削減する
- 37. 冷蔵庫を開けている時間を短くする



HPにて、各チェックリストの項目の解説も掲載

服の生涯を考える

あなたへおすすめのグリーン志向消費は「服の生涯を考える(服を購入するときに、手放すときのこと)考え方」です。持続可能な社会の実現のために、服の生涯について考えてみてください。

詳細

解説(あなたがこの行動をしないとどうなる?)

もしも他の行動を15%減らすことできれば、年間20万件の服をわざわざ洗います。これは東京タワー150倍分の量を水に相当します。買わないだけでも大量生産を削減するアクションになります。

行動ヒント

＜お祭り＞
私の家族はお祭りでよく歩きます。歩くまで一歩ですが、自分の歩く距離を自分で数えて、リュックサックに出品・バザーに出品・リユースショップに持ち込む、知り合いで譲ります。リメイクするなど、また、これを手縫いにした方は、服の購入料金などを免除してみると喜びが生まれます。

関連リンク

○サステナブルファッショント(消費者)

消費者月間シンポジウムの開催

○テーマ：明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費
～どのグリーンにする？～

○日時：5月19日(月)14:00~16:00

○内容：

【基調講演：「気候の危機にどう向き合うか？」】

江守 正多 東京大学 未来ビジョン研究センター 教授

【トークセッション：「わたしのグリーン志向消費」】

●登壇者：江守 正多 東京大学 未来ビジョン研究センター 教授

馬場 裕之 消費者庁食品ロス削減推進アンバサダー

梨田 梨利子 エシカルラブリー研究家

笠川 瑞希 横浜国立大学4年

白石 優和 前橋工科大学4年

●コーディネーター：黒田 啓太 消費者庁消費者教育推進課長

○場所：イノホール & カンファレンスセンター(対面・オンライン併用)

地球環境の危機感を共有するための啓発資材

地球環境の現状や課題について、適切な危機感・問題意識の醸成につながる情報を消費者に提供・発信する啓発資材を公開。



食品ロスの削減の推進の取組

《我が国の食品ロスの状況》

事業系231万トン
家庭系233万トン

- ・食品ロス量は年間464万トン（令和5年度推計）
 - ＝国連世界食糧計画（WFP）による食料支援量（約370万トン）の1.3倍
- ・年間1人当たりの食品ロス量は37kg
 - ＝毎日1人あたりおにぎり1個を捨てている計算

持続可能な社会の実現

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進



食品ロス削減に係る背景

▶2019年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、
2020年3月に「**食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針**」を閣議決定。
事業系食品ロス及び家庭系食品ロスそれぞれで、2000年度比で2030年度までの半減目標を設定。

▶直近（2022年度）の食品ロス量は着実に減少。特に**事業系食品ロスについては、半減目標を8年前倒しで達成**したことから、2024年3月に閣議決定した第2次基本方針において、**新たな目標として60%減と設定**。家庭系食品ロスは半減目標まであと**20万トン**。

食品ロス量の推移と削減目標



「食の環（わ）」プロジェクトの取りまとめとその発信について

▶「食品ロス削減」や「食品寄附促進」に加え、「食品アクセスの確保」に向けた取組を関係府省庁や地方公共団体が縦割りに陥ることなく、一体的に取り組めるように、**食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保の3つの施策を包括する概念**を食でつなぐ共生社会の実現に向けた「**食の環**」と呼ぶことについて、関係府省庁で申合せ。

▶今後、関係府省庁は、各種施策において、「食の環」プロジェクトの一環であることや、「食の環」共通のロゴマークを使用して、ワンボイスで発信する。（ロゴマークは、行政だけでなく、民間も利用可能）

<「食の環」プロジェクトに向けた施策の全体像（概要）>

食品ロス削減	(食品の) 経済的アクセス	(食品の) 物理的アクセス
排出削減の取組 (公表、商慣習見直し、国民運動等)	食料提供に向けた体制づくり (地域の関係者が連携して取組や協議会の設置等支援)	
食品寄附の促進 (期限表示、保蔵、DX)	食料提供に資する体制づくり (食料支援等を通じてつながり創出)	移動販売等の拠点となる施設整備 店舗への交通手段の確保
フードバンク・こども食堂等を介した食品寄附への支援 (食品寄附ガイドライン作り、フードバンク・こども食堂等の活動支援等)	フードバンク・こども食堂等への食料提供 (備蓄無償交付等)	移動販売等で店舗を届ける 商品を届ける (ストアマイル配達支援等)
食べ残し持ち帰り促進 (持ち帰りガイドライン作り)		食品アクセスの状況や対策事例等



関係府省庁による発出文書等において、左記のいずれかの「食の環」プロジェクトロゴマークを使用。また、一定の要件の下、民間団体等でもロゴマークの使用を認める。

消費者庁による食品ロス削減の取組

<チラシ・ポスターによる啓発>



<食材をムダにしないレシピの発信>



<食品ロス削減特設サイト・SNSでの情報発信>



<10月食品ロス削減月間における啓発強化、食品ロス削減全国大会や表彰、その他イベントの開催>



<地域に根ざした食品ロス削減を推進する人材(食品ロス削減推進センター)の育成>



<絵本を活用した幼児への啓発>



<食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量の推計と公表>

2023(令和5)年度 食品ロスによる経済損失・温室効果ガス排出量の推計結果

2023(令和5)年度 食品ロス量

464万トン

国民1人当たり

37kg/年

食品ロスによる経済損失の合計

4.0兆円

国民1人当たり

31,814円/年

食品ロスによる温室効果ガス排出量の合計

1,050万t-CO₂

国民1人当たり

84kg-CO₂/年

<季節商品について、事業者への需要に見合った販売の促進と予約販売の活用など消費者への呼びかけ>

食品ロスの削減にご協力ください

○東方巻は食べられる分だけ
予約購入して食べよう!
○自家で作った料理も
残さずおいしく食べよう!



<年末年始の「おいしい食べきりキャンペーン」実施とすみっコぐらしとのコラボポスター>



食品ロスを減らす店舗での取組の促進

消費者庁、農林水産省、環境省、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会が連携し、小売店舗において、消費者に対し、商品棚の手前にある商品を選ぶ「てまえどり」を呼びかける取組を実施。



大阪・関西万博における食品ロス削減の啓発

万博会場内の飲食店の協力のもと、ポスター、三角POP、ステッカー等を掲示し、食事の食べきりを呼びかけ。



商品パッケージに川柳コンテスト作品を使用した普及啓発

10月の食品口次削減月間にあわせて、株式会社 明治の牛乳やヨーグルト等の製品パッケージに、川柳コンテスト受賞作品を掲示していただけすることになり、令和7年8月に、先駆けて伊東大臣（当時）と八尾社長との会談を実施。



(八尾社長と懇談する伊東大臣（令和7年8月当時）)

食べ残し持ち帰り促進ガイドラインの策定と周知

事業者・消費者双方が安心して食べ残しの持ち帰りを促進することができるよう、事業者が民事上・食品衛生上留意すべき事項及び消費者に求められる行動を整理。

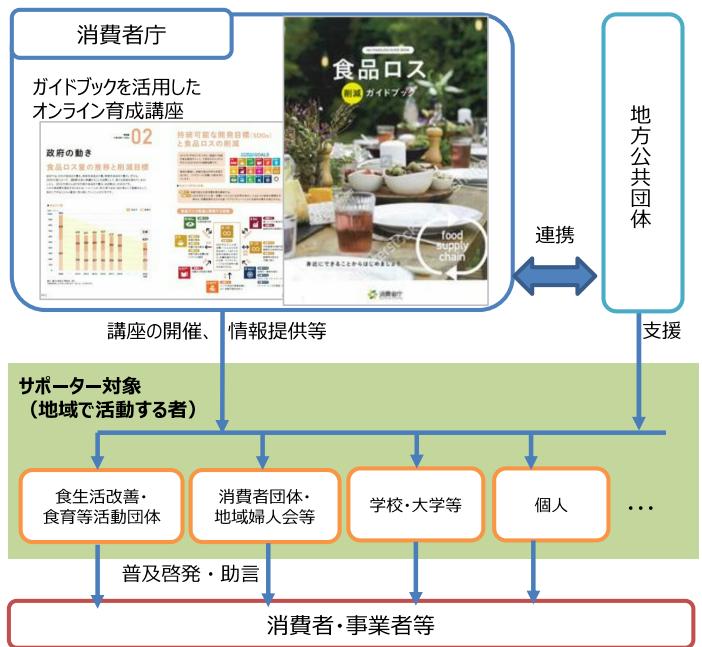


普及啓発の促進に向けた人材育成 食品ロス削減推進センターについて

食品ロス削減推進法の基本方針・基本的施策（抜粋）

- ・食品ロスの削減に向けて、国民各層がそれぞれの立場において主体的に課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要。
 - ・地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発、提供等を推進するとともに、食品ロス削減推進センター育成講座を定期的に実施する。

食品ロス削減推進センター育成の体制イメージ



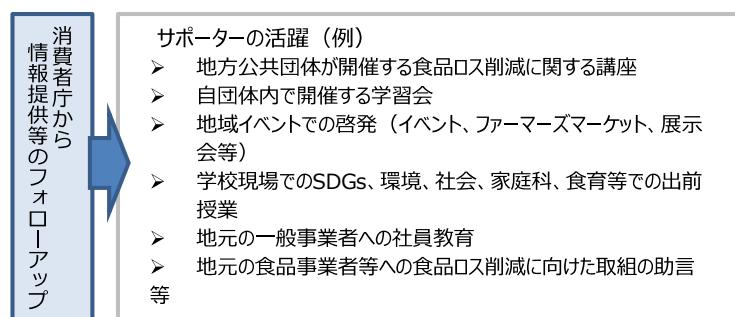
食品ロス削減推進センター登録の流れ

1. 消費者庁が開催する育成講座を受講
 2. 講座を踏まえた試験を受験
 3. サポーター登録の希望者は、消費者庁へ申請
 4. 消費者庁は、手続きを経て、希望者を登録



サポーター登録人数 約4,250人^{*}

※令和7年12月時点、登録は随時受付中



地域における取組事例

食品ロス削減に関する地方公共団体の事例

大学生や障害福祉事業所と連携した災害備蓄食品のアップサイクル(京都府)



(地域色あるアップサイクル製品の一例) チップス、チーズケーキ、ワッフル
京都府では、災害備蓄の役割を終えた賞味期限が迫る「アルファ化米」を活用した商品開発を、障害福祉事業所が受託する業務の共同受注窓口を担う特定非営利活動法人京都っぽっとはあとセンターと連携し実施。本企画に参加した障害福祉事業所は、食品ロス削減と同時に施設利用者の工賃向上を図った。

消費者庁HP:「令和5年度地方公共団体における食品ロス削減の取組について<事例紹介>」

スクールフードドライブで寄附促進(札幌市)

<スクールフードドライブの仕組み>



◎開催目的①:家族や仲間との食品ロスの削減
捨てられるはずの商品を社会の資源として有効
活用し、ごみ減量活動を、家族や友だちと一緒に
実践する。

◎開催目的②:持続可能な経済活動への寄与
ごみ減量活動が、食のセーフティネットの構築に
も影響し、尊厳のある社会づくりに貢献している
ことを実感する。



（スクールフードドライブで集まつた食）

サステナブルファッションに関する先進的なモデル事業(令和3年度地方消費者行政に関する先進的モデル事業)

事業全体イメージ

パートナーシップでエシカル消費の推進活動

生産者・販売者・消費者を繋ぐ

中部エシカリングプロジェクト 事務局（株）新東通信



尾張地方の織維業で消費者が工場見学等により地場産業の歴史やサステナブルな取組を学び、未利用素材のアップサイクルによるファッショショナーの実施等を通じ、持続可能な衣料に関わるバリューチェーン構築に繋げるモデル事業を実施

【消費者】地域と消費の繋がりを考えるきっかけになった
未利用素材の価値を感じた

【事業者】地場産業の発展、雇用創出につながった
取組を発信でき仕事の誇り、意欲になった

エシカルファッションショー＆トークショー



マルシェ（月1回開催）



8

令和8年度予算要求の概要

○消費者教育の充実・推進【0.8億円】

行政、事業者、業界団体、消費者教育コーディネーター及び教育の担い手等の関係者が参画する地域会議の開催や、事業者が実施する職域における従業員向け研修の拡充等により、消費者教育の地域ネットワークの構築・強化や様々な場での消費者教育の機会の充実を図る。また、グリーン志向消費の拡大も含むエシカル消費の普及・啓発による消費者の行動変容の促進を行う。加えて、カスタマーハラスマント対策として、引き続き、消費者の属性に対応した啓発資料等の活用促進を図るなど、公正で持続可能な社会の実現に向けた取組を推進する。

○食品ロス削減・食品寄附等の促進【0.6億円】

令和8年度からのフードバンク認証制度の本格運用に当たり、認証取得を目指すフードバンクへの取得に係る支援を実施する。また、「食品寄附ガイドライン」及び「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の普及や定着を図るため研修会等を実施する。加えて、食品ロス削減の重要性に関する理解増進に向けた調査・普及啓発を行う。

(参考:令和7年度補正予算要求)

○食品ロスの削減・食品寄附の促進【1.3億円】

自治体・フードバンク等と連携した未利用食品の活用促進に向けたモデル事業の実施や、令和8年度早期にフードバンクの認証制度を開始予定であることを見据え、同認証の取得に向けた体制整備の支援を行う。

9

地方消費者行政強化事業

1. 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化（補助率：原則1/2※）

事業メニュー

※自主財源化の充実への取組が不十分な地方公共団体に対し、一部3分の1の補助率を導入。(1)の新たな相談支援システムへの移行経費は定額。

- (1) 消費生活相談体制の充実・強化(消費生活相談のデジタル対応(新たな相談支援システムへの移行に係る経費を含む。)、相談員業務のテレワーク化、指定消費生活相談員等による相談機能強化、対応困難者への対応力強化、広域連携の立上げ等)
- (2) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用
- (3) 消費者教育・啓発への取組
- (4) SDGsへの取組(エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等)
- (5) 法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

2. 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業（補助率：原則1/2※）

研修メニュー

- (1) 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応
- (2) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応
- (3) 消費者教育・消費者政策の普及啓発
- (4) 消費者教育の推進・周知啓発、消費者安全確保地域協議会の構築、運営
- (5) 対応困難者への相談対応

3. 災害対策を含めた悪質商法対策事業（補助率：定額）

事業メニュー

- (1) 消費者被害の防止・早期発見(消費者教育の推進・周知啓発、消費者安全確保地域協議会の構築、運営)
- (2) 消費生活相談等の機能強化(消費生活相談の機能強化、悪質事業者等への対応強化)

○出前授業や講座実施・教材作成

○シンポジウムの開催

○普及啓発、実態調査

○食品ロス削減推進計画の策定

○フードバンク・フードドライブ活動支援

○食品ロス削減推進センター育成

など

地方消費者行政推進事業(旧地方消費者行政推進交付金)(補助率：定額)

平成20年度に創設された地方消費者行政活性化基金の流れをくむ地方消費者行政推進交付金と同様の支援措置として、令和7年度(人口5万人未満の市町村は令和9年度)まで活用可能(相談員人件費にも活用可)。

事業メニュー

- | | |
|---------------------|-------------------------------|
| 1. 消費生活相談機能整備・強化事業 | 5. 市町村等の基礎的な取組に対する支援事業 |
| 2. 消費生活相談員養成事業 | 6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 |
| 3. 消費生活相談員等レベルアップ事業 | 7. 消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務 |
| 4. 消費生活相談体制整備事業 | |

＜基調講演①—5＞

「農林水産省における循環経済実現に向けた取組について」

農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課

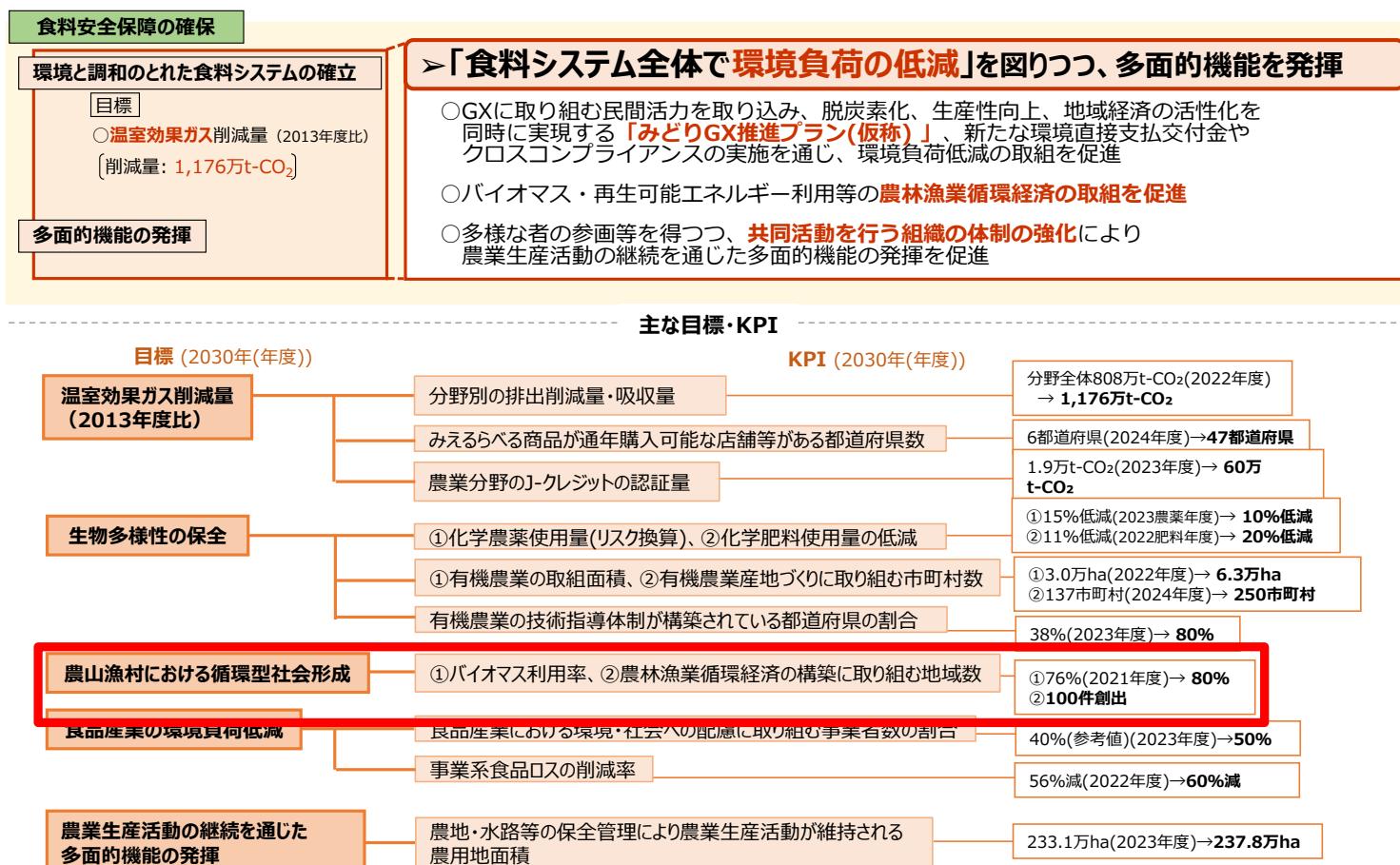
再生可能エネルギー室 課長補佐 塙 勝太

農林水産省における循環経済実現に向けた取組について

2026年1月29日
農林水産省

大臣官房環境バイオマス政策課

新たな食料・農業・農村基本計画のポイント（抜粋）【令和7年4月11日閣議決定】



③農林漁業循環経済地域の創出

バイオマスは、電気・熱、燃料への変換によるエネルギー利用や、プラスチック等の素材としてのマテリアル利用が可能であり、再生可能エネルギーとともに、**環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の実現、地方創生や農山漁村の活性化、地球温暖化の防止、循環型社会の形成**といった我が国の抱える課題の解決に寄与するものである。

このため、先導地域を核として、**地域の未利用資源等を活用した「農林漁業循環経済地域」を全国に創出し、地域のバイオマスや再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設や農業機械等で循環利用する、資源・エネルギーの地産地消の取組を推進する。**

ア) バイオマスの利用推進

これまで、**バイオマス活用推進基本計画**（令和4年9月閣議決定）に基づき、**バイオマスプラントの導入やバイオ燃料製造に係る支援、バイオマス産業都市の構築**（2024年度末：**104市町村**を選定）等を推進してきており、バイオマスの利用率は2021年度において約76%となっているが、更なる利用拡大が必要である。一方、持続可能な航空燃料（**SAF**）については、「航空脱炭素化推進基本方針」（令和4年12月策定）において、**2030年に本邦航空運送事業者による燃料使用量の10%をSAFに置き換える目標**が位置付けられている。このため、バイオマス産業都市の取組の推進や、地産地消型バイオマスプラントの施設整備、耕畜連携の推進等により、地域特性に応じて電気、熱、マテリアル、燃料等としてのバイオマス利用を進める。地域の農林漁業関連施設や農業機械等への燃料利用については、「**農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律**」（平成20年法律第45号）による**農林漁業者とバイオ燃料製造事業者の連携の促進**や、**資源作物の栽培実証**等を進めるとともに、SAFについては、関係省庁と連携して国産原料による製造や廃食用油の回収方法等の検討を進める。

●目標・KPIの検討案 KPI(2030年) 抜粋

- バイオマス利用率（80%）**
- 農林漁業循環経済の構築に取り組む地域数（100件創出）**

(参考)

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～
MIDORI Strategy for Sustainable Food Systems

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメーキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

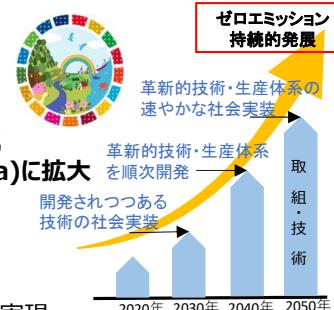
農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現



戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、

今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行なう者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスインテグレーション要件を充実。

※革新的な技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。

地産地消型エネルギー・システムの構築に向けて必要な規制を見直し。

期待される効果

経済

持続的な産業基盤の構築

・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）

・国産品の評価向上による輸出拡大

・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会

国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活

・地域資源を活かした地域経済循環

・多様な人々が共生する地域社会

・環境と調和した食料・農林水産業

・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献

・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

環境

将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

・環境と調和した食料・農林水産業

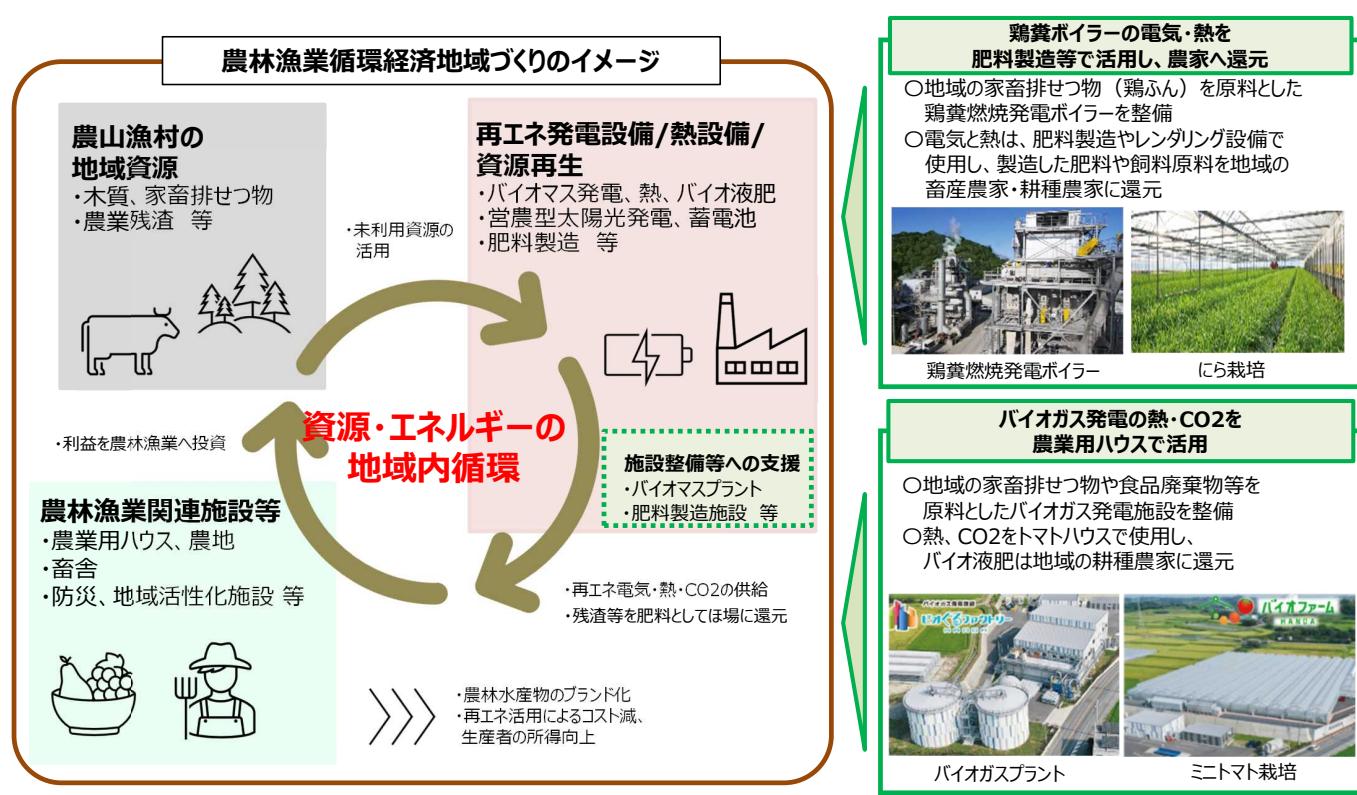
・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献

・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスター地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメーキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

農林水産業・食品産業における循環経済に関する取組 (地域の未利用資源等を活用した農林漁業循環経済地域づくりに向けた支援)

- 「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月策定）及び「みどりの食料システム法」（令和4年7月施行）に基づき、調達から生産・加工・流通・消費に至るまでの持続可能な食料システムを構築。
 - 農林水産業に由来する未利用資源から肥料やエネルギー等を生産し、地域内で利用する「農林漁業循環経済地域づくり」を推進。



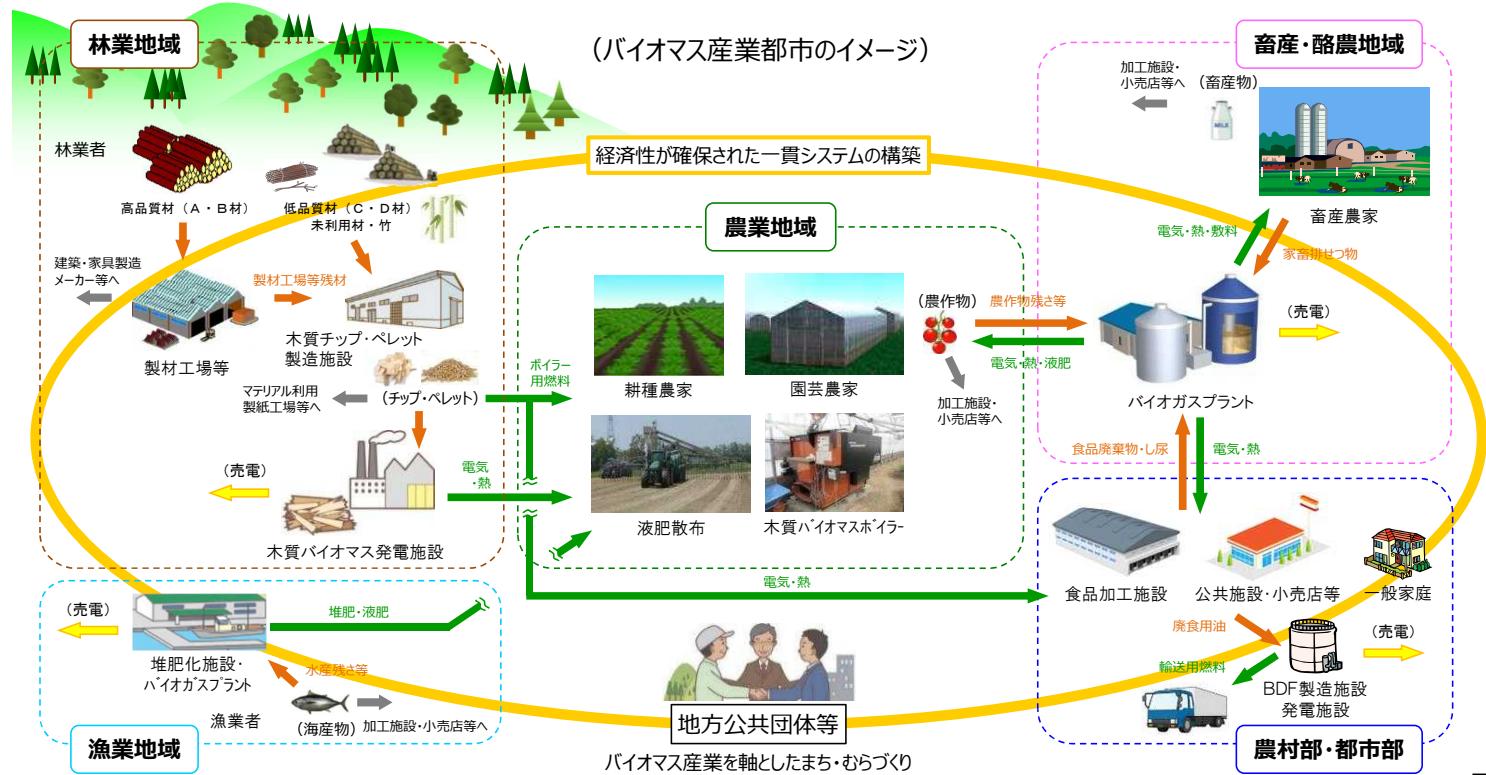
農林水產省大臣官房／Minister's Secretariat. Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

4

バイオマス産業都市について

- バイオマス産業都市とは、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域であり、関係7府省が共同で選定。

※関係7府省：内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省



農林水産省大臣官邸／Minister's Secretariat Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

5

バイオマス産業都市の選定地域（104市町村）

年度別選定地域数（※市町村数）

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1次	2次										
26	8	6	11	16	11	5	7	4	3	4	2

<> 内は選定年度（①：1次選定、②：2次選定）

青字は令和6年度選定地域

北海道ブロック（38市町村）

十勝地域（19市町村）、下川町、別海町<H25①>、釧路市、興部町<H25②>
平取町<H27>、知内町、音威子府村、西興部村、標茶町<H28>
滝上町、中標津町、鶴居村<H29>、稚内市、浜頓別町、幌延町<H30>、八雲町<R1>
湧別町<R2>、雄武町<R3>、浜中町<R4>

北陸ブロック（4市）

新潟県 新潟市<H25①>、十日町市<H28>
富山県 射水市<H26>、南砺市<H28>

近畿ブロック（6市町）

滋賀県 竜王町<R4>
京都府 南丹市<H27>、京丹波町<H28>、京都市<H29>
兵庫県 洲本市<H26>、養父市<H30>

中国・四国ブロック（11市町村）

鳥取県 北栄町<H30>
島根県 奥出雲町<H25②>
隠岐の島町<H26>
飯南町<H27>
岡山县 真庭市、西粟倉村<H25②>
津市<H27>
広島県 東広島市<H29>
世羅町<R4>
山口県 宇部市<H29>
香川県 三豊市<H25①>

東北ブロック（13市町村）

青森県 平川市<H28>、西目屋村<H29>
岩手県 一関市<H28>、輕米町<R1>
宮城県 東松島市<H25①>
南三陸町<H25②>
大崎市<H27>、加美町<H28>
色麻町<H29>
秋田県 大潟村<R2>
山形県 最上町<H27>、飯豊町<H29>
西川町<R5>

関東ブロック（12市町村）

茨城県 牛久市<H25①>
栃木県 茂木町<H27>、大田原市<H29>、さくら市<R1>
群馬県 上野村<H29>、長野原町<R4>
神奈川県 秦野市<R6>
山梨県 甲斐市<H27>
長野県 中野市<R1>、長野市<R3>
静岡県 浜松市<H25②>、掛川市<H28>

東海ブロック（5市町）

愛知県 大府市<H25①>、半田市<H28>
三重県 津市<H25②>、多気町、南伊勢町<R2>

九州ブロック（15市町）

福岡県 みやま市<H26>、宗像市<H27>、糸島市<H28>、朝倉市<R1>
佐賀県 佐賀市<H26>、玄海町<R1>
熊本県 南小国町<R5>
大分県 佐伯市<H26>、臼杵市<H27>、国東市<H28>、竹田市<R1>
宮崎県 小林市<H27>、川南町<R3>
鹿児島県 薩摩川内市<H28>、長島町<H28>

農林水産省 大臣官房/Minister's Secretariat. Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

6

地域の取組事例（群馬県上野村）

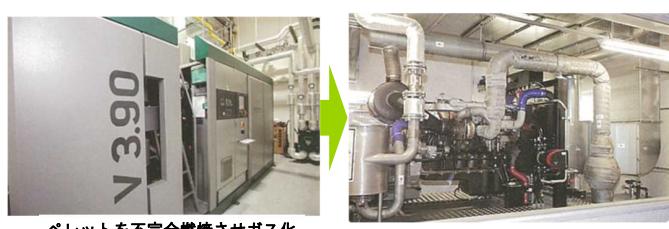
【原料】
木
【利用法】
電
熱

- 上野村は、村面積の95%を占める山林から発生する木材を原料に木質ペレットを製造。FITを活用せず、電気や熱を地域内で自家利用。
- 製造された木質ペレットは「上野村きのこセンター」において、国内初となる木質ペレットガス化熱電併給システムにより、電力をきのこ栽培に必要な空調の電源として利用。
- 木質ペレットは村内の温泉施設や福祉施設等の暖房や給湯用としても利用。
- 森林から木材を伐り出す林業、その木材を加工する製材所やペレット工場、きのこセンター等で雇用を創出し、人口1200人のうち20%のIターン者の定住につながっている。



上野村きのこセンター（木質ペレットガス化熱電併給システム）

- 平成27年に（株）上野村きのこセンターとして運営開始
- 発生熱量 270kW
- 発電量 180kW
- 電力はきのこ栽培の空調として利用
- 60人の雇用創出



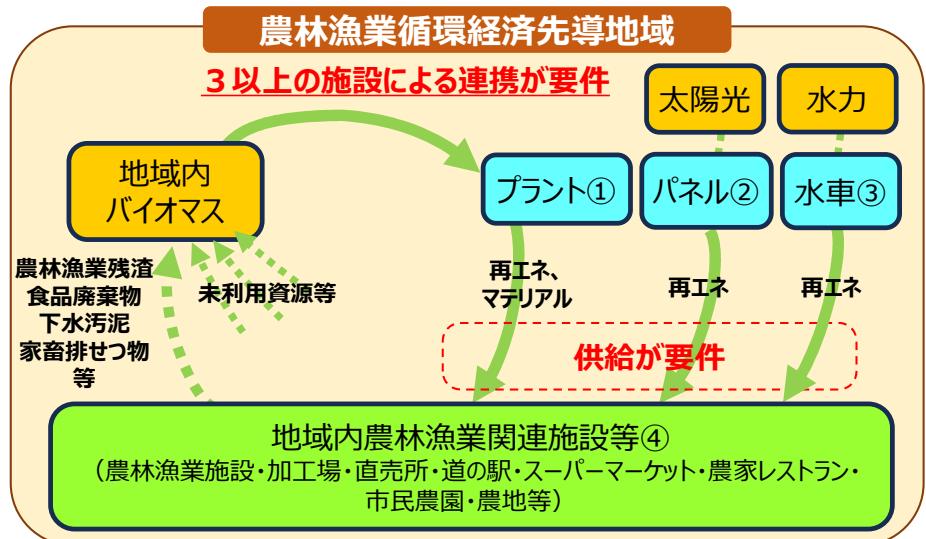
農林水産省 大臣官房/Minister's Secretariat. Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

7

バイオマス産業都市と農林漁業循環経済先導地域

- **バイオマス産業都市**は、資源の収集・運搬・製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かした**バイオマス産業**を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域で、実施主体は市町村又は複数市町村、市町村・都道府県・民間団体の共同体
- **農林漁業循環経済先導地域**は、バイオマス・太陽光・水力など農山漁村で得ることができる再生可能エネルギーやマテリアル資源を地域の農林漁業関連施設等で利用し、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害対応力強化、資金の地域外流失防止を図ることにより、農山漁村の循環経済の確立、地方創生を目指す地域で計画主体は**市町村**
- 産業都市構想や先導地域計画に基づく取組で、国の支援事業を活用する際には優遇措置あり

【取組のイメージ】



農林水産省 大臣官房／Minister's Secretariat. Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

8

農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり

<対策のポイント>

- 農山漁村地域に賦存する資源・再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流失防止を図り、魅力ある農山漁村づくりを推進します。
- 地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業で循環利用する包括的な計画を策定した市町村（農林漁業循環経済先導地域）において、農林漁業を核とした循環経済構築の取組を支援します。

<事業の内容>

1. 農林漁業循環経済先導地域づくりの推進

農林漁業循環経済先導地域づくりを推進する市町村等に対し、以下の取組を支援します。

- ①農林漁業者、地方公共団体等の関係者による計画策定・体制整備
- ②課題解決に向けた調査・検討、地域人材の育成、栽培実証等
- ③再エネ設備を効率的に運用するために必要な施設、附帯設備等（自営線、蓄電池、エネルギー・マネジメントシステム（VEMS）等）、営農型太陽光発電設備の導入

※みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、地域循環型エネルギー・システム構築により支援

2. 農林漁業循環経済先導地域づくりに向けた施設整備等（関連予算）

農林漁業循環経済先導計画に基づき行う施設の整備等を各種支援事業の優遇措置等により支援します。

地域内の資源やエネルギーの循環利用に資する施設整備への支援

[支援事業]
優先枠
優遇措置

- みどりの食料システム戦略推進交付金
 - ・地域循環型エネルギー・システム構築
 - ・バイオマスの地産地消
 - ・みどりの事業活動を支える体制整備 等
- 国内肥料資源利用拡大対策事業（一部）
- 農山漁村振興交付金（一部）
- 森林集約・循環成長対策（木質バイオマス・特用林産関係）
- 水産業競争力強化緊急事業（一部）
- 浜の活力再生・成長促進交付金（一部）

<事業イメージ>

農林漁業循環経済先導計画

農山漁村の地域資源

- ・土地、水、気候
- ・木質バイオマス
- ・家畜排せつ物
- ・農業残渣 等

- ・食品残渣、未利用資源を肥料として圃場に還元
- ・利益を農林漁業へ投資（より質の高い作物を生産）

再エネ発電設備/熱設備/資源再生

- ・営農型太陽光発電、蓄電池
- ・バイオマス発電、熱、バイオ液肥
- ・マテリアル、バイオ炭 等



資源・エネルギーの地域内循環

導入効果促進のための
コーディネーター人材の育成

・農林水産物のブランド化
・再エネ活用によるコスト減、
生産者の所得向上

・農業用ハウス、農地
・農業用機械
・畜舎、水産加工場
・防災、地域活性化施設 等

農林漁業関連施設等

- 環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の実現、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流出防止による魅力ある農山漁村づくり

<事業の流れ>



支援事業の流れは事業ごとに異なります。

[お問い合わせ先] 大臣官房環境バイオマス政策課 (03-6738-6479)

9

＜対策のポイント＞

地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消に取り組む事業者等が行う、バイオマスプラント等の調査、設計、実証、施設整備を支援とともに、バイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組等を支援します。

＜事業目標＞

- 化学肥料使用量の低減（72万トン（20%低減））[令和12年]
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入 [令和12年]
- バイオマスの利用率（80%） [令和12年]

＜事業の内容＞

1. 地産地消型バイオマスプラント等の導入（事業化の推進・施設整備）

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、実証、施設整備（マテリアル製造設備を含む）、施設の機能強化対策、効果促進対策等を支援します。

2. バイオ液肥散布車等の導入（機械導入）

メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車等の導入を支援します。

3. バイオ液肥の利用促進

- ① 敷設機材や実証は場を用意し、バイオ液肥をは場に散布します。（散布実証）
- ② 敷設実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、肥料効果を検証します。（肥効分析）
- ③ 普及啓発資料や研修会等により利用拡大を図ります。（普及啓発）

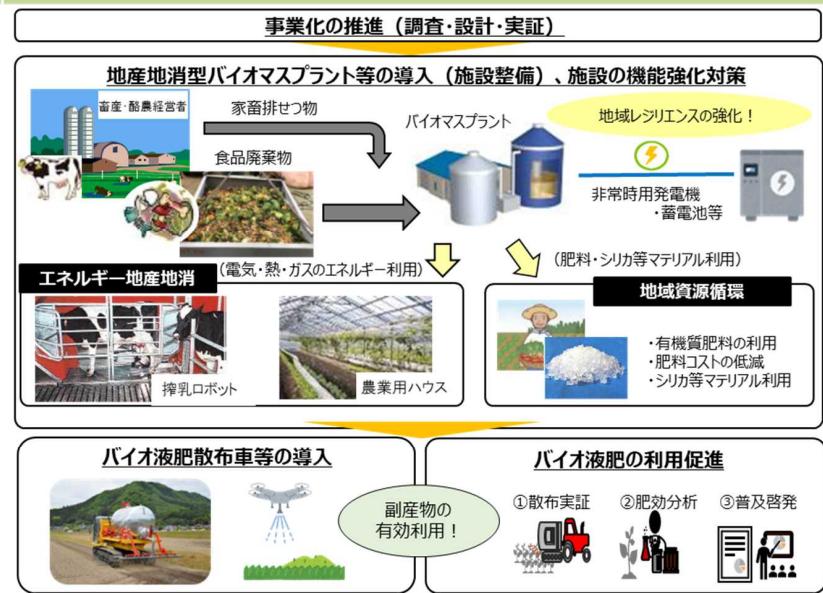
※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
- ・農林漁業循環経済先導計画に基づく取組を行う場合

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



ご清聴ありがとうございました。



「みどりの食料システム戦略」の詳細はこちらからご覧いただけます。

URL : <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

＜基調講演①—6＞

「循環経済の実現に向けた国土交通省の取組について」

国土交通省 総合政策局 環境政策課

環境政策企画官 笹川 悠

循環経済の実現に向けた国土交通省の取組について

令和8年1月
国土交通省 総合政策局 環境政策課

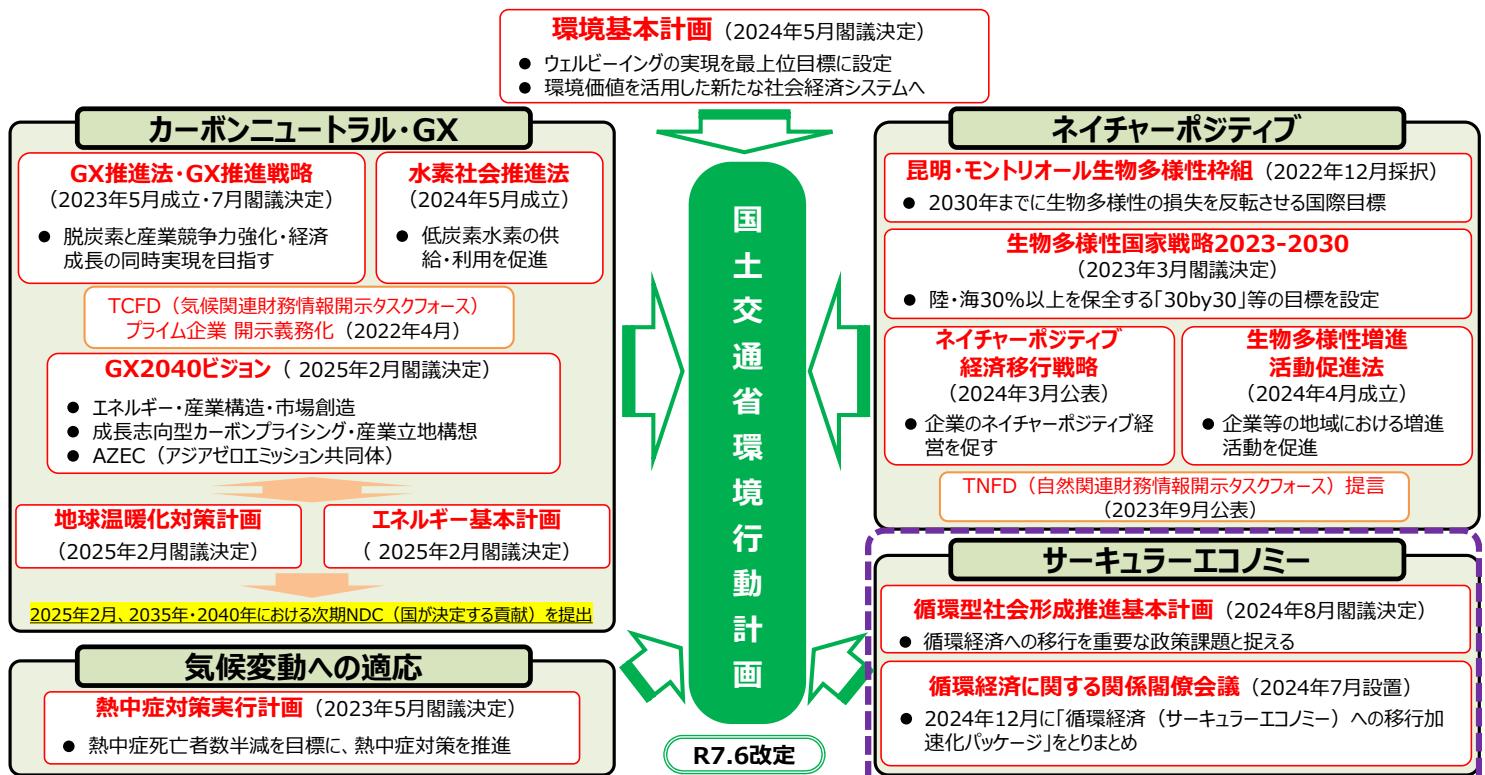


Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



国土交通省環境行動計画の改定について(背景)

- 政府の地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画等の改定等を踏まえ、国土交通省の環境関連施策の実施方針を定める「環境行動計画」を改定（国土交通省グリーン社会実現推進本部（本部長は国土交通大臣）決定）。
- 「気候変動の緩和」、「自然共生、生物多様性の確保」、「循環型社会の形成」、「気候変動への適応」の実現に貢献するための施策を強化。



環境政策をめぐる情勢				主な社会課題
脱炭素の必要性の高まり	自然共生・生物多様性の機運増大	循環経済の重要性の高まり	気候変動の影響の顕在化	<人口減少> ・急速に人口減少や空き家等の増加が進展
◆2050年カーボンニュートラルに向け、野心的なCO ₂ 排出削減量目標を設定 (2030年:46%、2035年:60%、2040年:73%)	◆NbS(自然を活用して社会課題の解決に繋げる取組)やネイチャーポシティ(生物多様性の損失を軽減させる取組)の機運の高まり	◆国際的に再生材利用拡大の動き ◆環境対策のみならず、経済安全保障や産業競争力の観点から重要性が高まり	◆気候変動の影響により、水害、雪害、土砂災害等の自然災害が激甚化・頻発化、熱中症の深刻化	<東京一極集中> ・若者や女性が地方を離れる動き、「交通空白」
○GX推進戦略 →脱炭素と産業競争力強化・経済成長を両立するGXの推進	○G7札幌環境大臣会合(2023) →幸福などの恩恵をもたらすNbSの重要性強調	○海外の再生材利用の拡大 EU廃自動車改正規則案(2023) →再生プラス25%使用義務化案等	○洪水発生頻度の予測 気候変動シナリオ 洪水発生頻度 2°C上昇時 約2倍	<インフラ老朽化> ・今後20年間に建設後50年以上経過する施設の割合は加速的に高くなる見込み
○情報開示 →TCFD等、情報開示の動きが加速化	○昆明・モントリオール生物多様性枠組(2022) →30by30を国際的目標として設定	○資源ナショナリズムの動き →中国はアエラス輸出許可制を導入	※降雨強度倍率をもとに算出した、洪水発生頻度の変化的一級水系における全国平均値	<担い手不足等> ・建設業や運輸業では担い手確保が課題 ・公共交通の確保は危機的な状況
基本方針 ○あらゆる国土交通政策の立案・実行において、環境政策との整合を図り、予算・税制・法令等の様々な手段を用いて政策を展開 ○環境政策が目指すウェルビーイングの向上を図りながら、国土交通省の任務を果たす				①多様な主体による連携・協働 ②分野間連携による相乗効果 ③産業競争力強化との両立 ④予見可能性の確保(民間投資促進) ⑤社会課題との同時解決 ⑥新技術・DXの活用 ⑦国際展開

7つの重点分野



2

循環資源の利用の拡大－下水汚泥資源の肥料利用の推進

- 下水汚泥は、地産地消可能な貴重な国内資源。
- 農水省と連携したシンポジウムや、肥料の流通経路の確保に向けたマッチング支援等により、下水汚泥資源の肥料利用の拡大を推進。
- 公園や緑地等における下水汚泥の肥料利用促進に向けて、省内関係部局等と連携。

長野県が令和6年5月に肥料登録した汚泥肥料の利用・普及に向け、**国営アルプスあづみの公園**の園内で一部の花畠に試験的に施肥し、一般的な堆肥と比べて遜色ないことを確認。

下水汚泥肥料の施肥状況

長野県が登録した汚泥肥料
『アクアピア1号』



アクアピア1号
施用区の
チューリップ

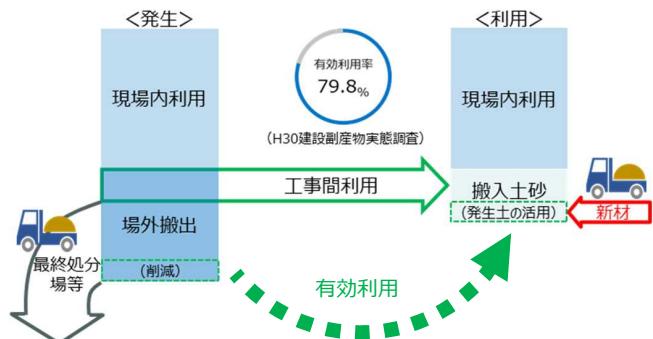


《国営公園における活用事例》
(長野県)

- 2030年目標として、堆肥・下水汚泥資源の使用量を倍増。
- 肥料の使用量(リンベース)に占める国内資源の利用割合を40%とする(2021年25%)

建設発生土の有効利用促進

- 再生資源である建設発生土の官民一体となった相互有効利用のマッチングを強化し、現場内・工事間利用等の有効利用を推進。



建設廃棄物のリサイクル推進

- 建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を踏まえ、需要拡大のための取組を推進していく。

- また、需要を踏まえて、水平リサイクルの推進やCO2排出抑制等のリサイクルの質の向上を図っていく。



循環資源の生産の拡大

SAF(持続可能な航空燃料)の導入促進

- SAFサプライチェーンの構築や国産SAFの国際認証取得によるSAFの導入促進。

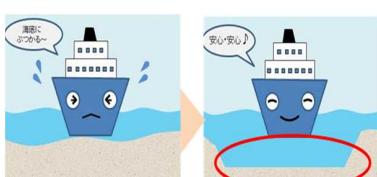
〔 2030年目標として、本邦航空会社における
燃料使用量の10%をSAFに置き換える。 〕



廃食油 木質バイオマス 規格外ココナッツ

産業副産物等を利用したブルーインフラの整備

- CO2吸収源対策に資する藻場等の基盤となる浅場・干潟や生物共生型港湾構造物の造成において、港湾工事等で発生する浚渫土砂やスラグ等の産業副産物の有効活用を促進。



航路等を確保するため
浚渫を実施



発生する浚渫土砂を
活用した干潟の造成



鉄鋼の生産過程で
発生する産業副産物
(製鋼スラグ)



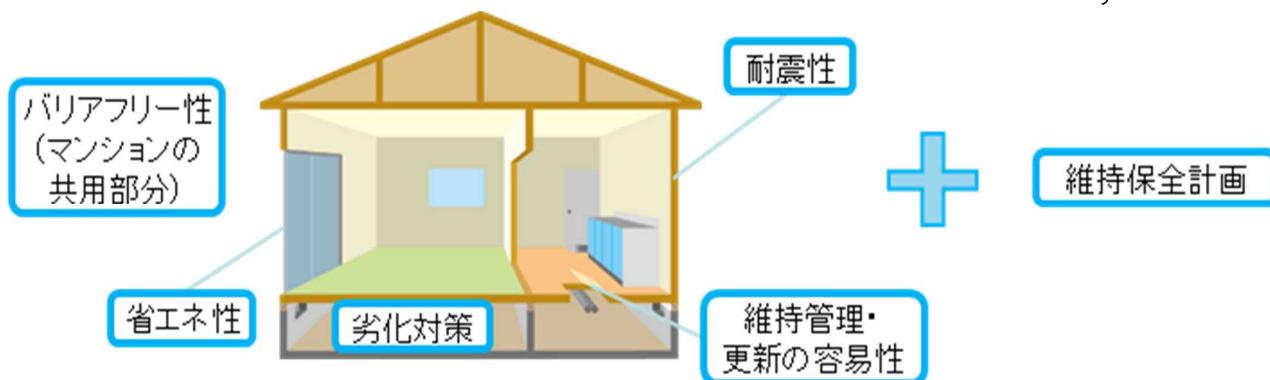
生物共生型港湾
構造物(藻場造成
ユニット)の造成

長寿命化等による廃棄物の発生抑制 – 長く使える住宅ストックの形成

- 住宅の構造や設備について、耐久性、維持管理容易性等の性能を備えた住宅(長期優良住宅)の普及促進。

※2024年度認定件数:新築約15万戸(新設戸建ての住宅着工戸数に対する割合は約39%)

〔2030年目標として、認定長期優良住宅のストック数約250万戸とする。〕
(2025.3累計実績約174万戸)



- 耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームを推進。

6

長寿命化等による廃棄物の発生抑制 – 空き家等の有効活用

- 空き家や空き地、マンションの空き室の流通の促進のため、令和6年6月に策定した「不動産業による空き家対策推進プログラム」を推進。
- 改正空家法に基づく取組等による、空き家の適切な管理や空き家の活用を促進。



(例)地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

7

- 「予防保全型」のインフラメンテナンスへの早期転換を図り、
損傷が軽微なうちに修繕すること等により、建設廃棄物の発生抑制を実現。

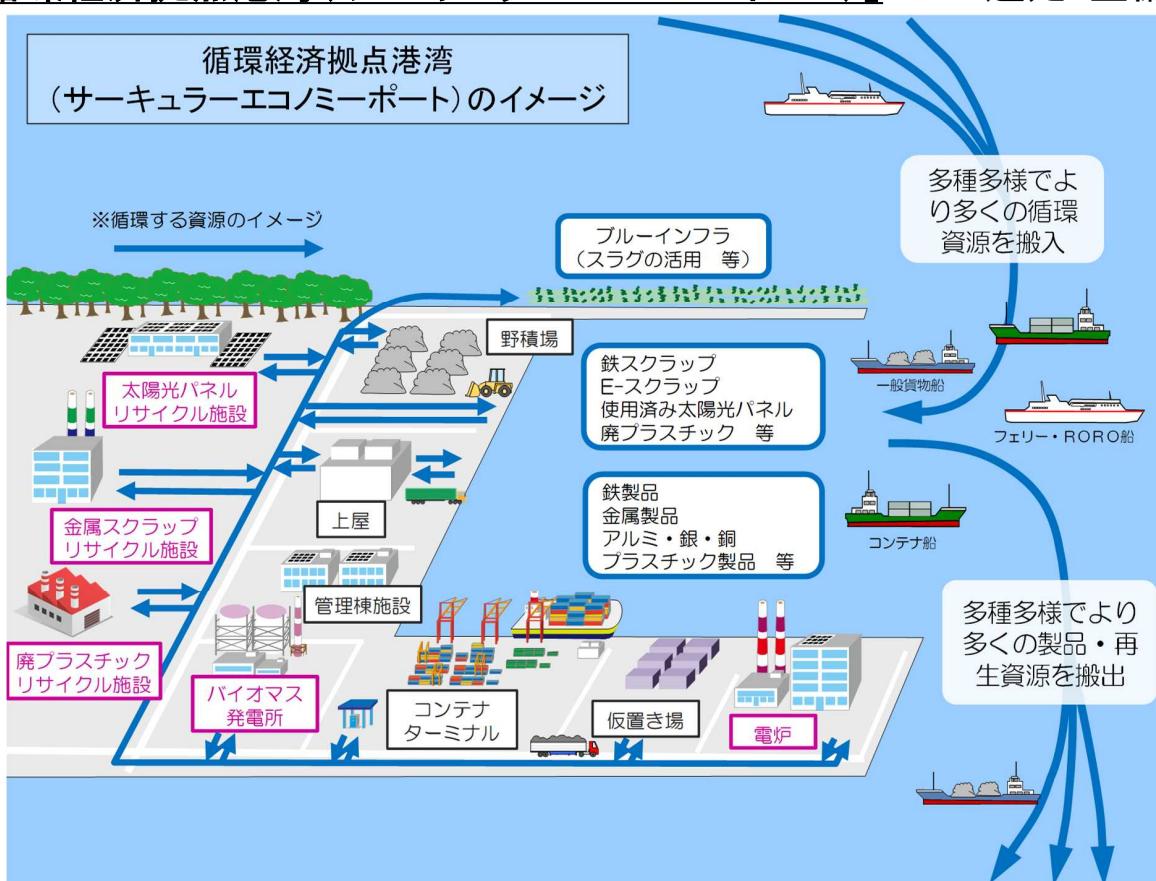


8

動静脈物流を支える連携の促進

－港湾を核とした物流システムの構築による広域的な資源循環の促進

- 物流機能や高度なリサイクル技術を有する産業の集積を有する港湾を「循環経済拠点港湾(サーキュラーエコノミーポート)」として選定・整備。



9

